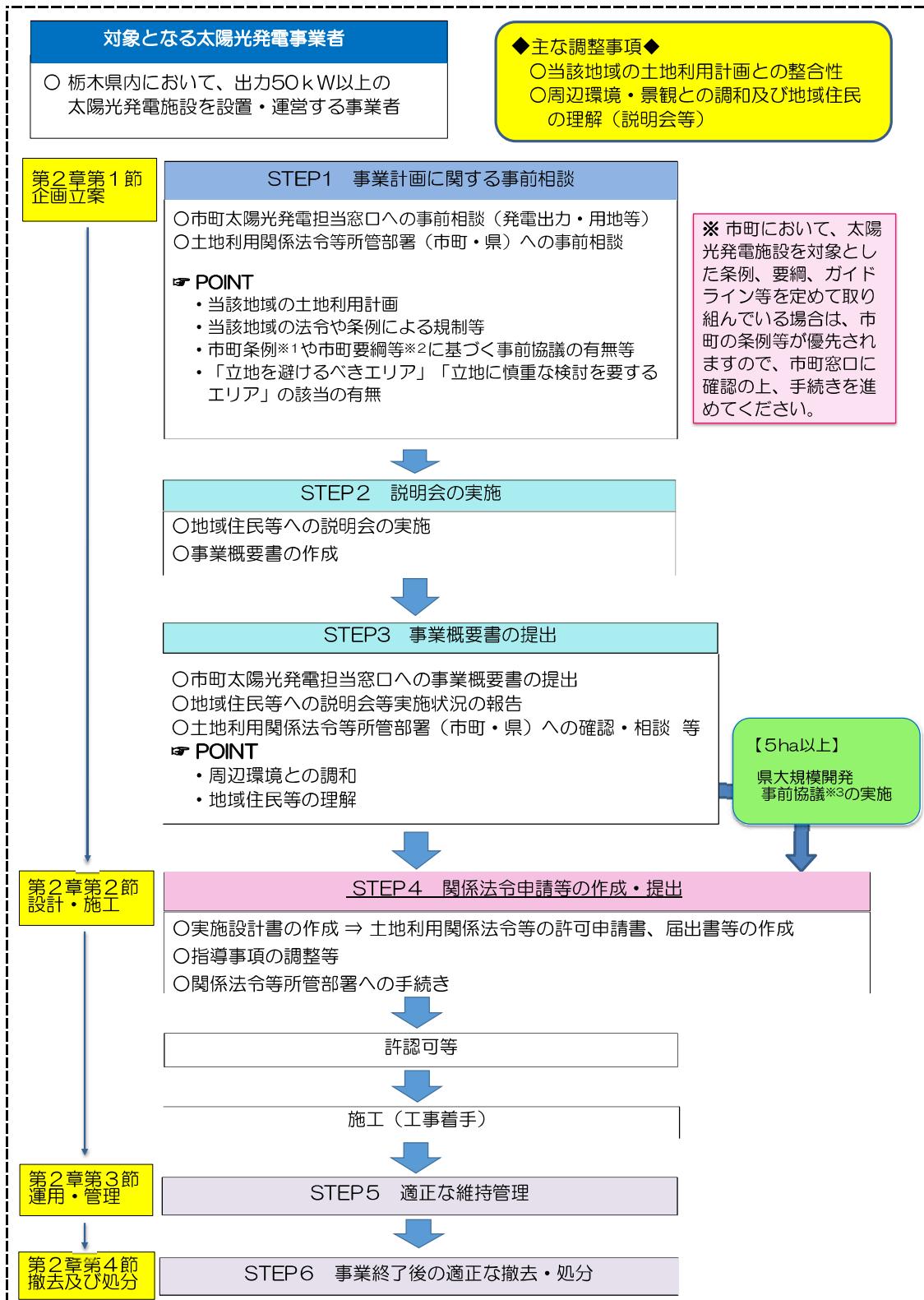


本県指導指針に基づく太陽光発電施設の適切な導入に係る手続き等フロー

※ このフローは、本指針における一般的な流れの概要を示したもので



※1：市町条例・・・市町が定めている太陽光発電施設を対象とした条例

※2：市町要綱・・・市町が定めている一定規模以上の土地開発事業に関する指導要綱等

※3：県大規模開発事前協議・・・県土地利用に関する事前指導要綱に基づき5ha以上の土地について開発事業を行おうとする場合等に実施を要する事前協議